

## 一般社団法人東京都北区サッカー協会 遠征補助金規程

- 第1条** 本会に所属する団体が、東京都大会を勝ち上がり、関東大会、全国大会などに出場する場合、遠征補助金の支給を協会本部に申請することができる。
- 第2条** 同様に、本会に所属する選手が、選抜チームの一員として、関東大会や全国大会などに出場する場合、遠征補助金の支給を協会本部に申請することができる。
- 第3条** 申請は、所属する委員会の推薦をもって、会長宛におこなう。申請は理事会で審議し、補助金支給は会長がおこなう。
- 第4条** 出場する大会は、予選を勝ち上がったチームによる大会であることを条件とする。複数チームが東京から出場する場合など、詳細は委員会からの推薦書に明らかにしてあること。
- 第5条** 関東大会出場チームには、3万円を上限として補助金を支給する。また全国大会出場には、5万円を上限として補助金を支給する。その他の大会は、その都度審議決定する。
- 第6条** 関東大会出場選手には、5千円を上限として補助金を支給する。また全国大会出場には、1万円を上限として補助金を支給する。その他の大会は、その都度審議決定する。
- 附則**
- ・この規程は2017年6月3日より適用する。
  - ・この規程は一般社団法人東京都北区サッカー協会に引き継がれ、一部文言を修正し、2019年4月1日より適用する。